

近畿地域農業ナビ(農業集落編、市町村編) 「用語の解説」

近畿農政局

地域の概要

非農家世帯を含めた地域全体の世帯数や高齢化率、30年後の人ロ予測値等が表示されます。
なお、本項は、農林水産省が農業集落を単位として、農林業センサスの結果と各種情報を組み合わせて独自に加工・再編成した「地域の農業を見て・知つて・活かすDB」のデータを使用しています。
利用上の注意などの詳細は、農林水産省ウェブサイト中の「地域の農業を見て・知つて・活かすDB」をご覧ください。

(https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/index.html)

地域の概要

世帯数	事業所数	人、%			%			ha、%			ha		ha	
		総人口		高齢化率	総土地面積		農業地域類型区分	中山間集落協定		0.3ha区画以上	集落営農活動			
		令和〇年	〇年後予測		増減率	面積		森林地域割合	協定数					
42,513	5,514	113,636	82,316	△ 28	28	68,102	37,901	56	3	23	234	7,264	有	

資料：農林水産省統計部「地域の農業を見て・知つて・活かすDB」

定義及び原典資料

- 世帯数は、令和2年国勢調査(総務省)の一般世帯の総数。
- 事業所数は、令和3年経済センサス(経済産業省)の全産業(公務を除く。)の事業所数計。
- 総人口の30年後予測は、国立社会保障・人口問題研究所の予測結果による。
- 高齢化率は、令和2年国勢調査(総務省)の総人口に占める65歳以上の割合。
- 総土地面積の森林地域とは、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域。(国土交通省「国土数値情報」)
- 農業地域類型区分の1次分類は、耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等に基いた4区分(令和5年改定)。2次分類は、水田率による3区分(市町村編のみ。)。
- 中山間集落協定は、令和元年度中山間地域等直接支払交付金実施状況(農林水産省)による。
- 0.3ha区画以上の田は令和2年度農業基盤情報基礎調査により作成された地図データによる。
- 集落営農活動の「有」は、他の地域の集落営農に参加している場合を含む。(市町村編は該当なし。)

1 農業経営体数

組織形態別経営体数、認定農業者がいる経営体数、雇用した経営体数が表示されます。

(1) 組織形態別経営体数

区分	計	法人化している			地方公共団体等	法人化していない		認定農業者がいる経営体	常雇い		臨時雇い	
		農事組合法人	会社	農協等の団体		その他の法人	団体		経営体	人数(人)	経営体	人数(人)
経営体数	平成〇年	2,373	21	20	7	-	-	55	2,270	326	54	133
	令和〇年	1,731	23	35	2	2	-	47	1,622	473	48	143

資料：農林水産省統計部『農林業センサス』(以下、同じ。)

注：臨時雇いは、手伝いを含む。

定義など

- 農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、次の①～③のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 - 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
 - 年間の農業生産物の総販売額が50万円以上に相当する事業の規模(外形基準による。)
 - 農作業の受託の事業
- 法人化している経営体は、一戸一法人を含む。
- 農協は、育苗センター、ライスセンターなど。農業生産、農作業受託のない農協は含まない。
- 常雇いは、7か月以上の契約による雇用。臨時雇いは、日雇い、季節雇い等の雇用で、手間替え・ゆい(労働交換)、手伝い(金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働)を含む。

2 集落営農(※市町村編のみ)

集落営農数、取組の特徴等が表示されます。

集落営農数、取組の特徴等

区分		集落営農数	中心経営体として位置づけ	農業生産を行う	経営所得安定対策に加入	経理を一括管理している	法人			非法人	現況集積面積(ha)	経営耕地面積(ha)	1集落営農当たり現況集積面積(ha)	構成農家数(戸)
集落営農数等	令和〇年	59	44	58	56	55	計	農事組合法人	会社	その他	の法人			
	○	56	44	55	54	51	46	45	1	-	10	1,867	1,545	33
	○	57	42	55	55	52	47	46	1	-	10	1,755	1,505	31
	○	56	41	55	55	49	47	46	1	-	9	1,942	1,583	35
	○	56	43	55	55	53	47	46	1	-	9	2,225	1,863	40
	構成比(%)	令和〇年	100	75	98	95	93	76	75	2	-	24		
府県平均	○	100	77	98	98	95	84	82	2	-	16			
	府県平均	100	66	85	75	67	56	55	1	-	44			

資料：農林水産省統計部『集落営農実態調査報告書』

定義など

- ・集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織をいう。農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を除く。
- ・現況集積面積は、経営耕地面積及び農作業受託面積を合計したものをいう。
- ・府県平均とは、選択した農業集落、市町村等が存在する府又は県の平均。(都府県平均=全国-北海道)(以下、同じ。)

3 経営耕地面積(農業経営体)

経営耕地面積規模別、田畠別の経営体数、経営耕地面積が表示されます。

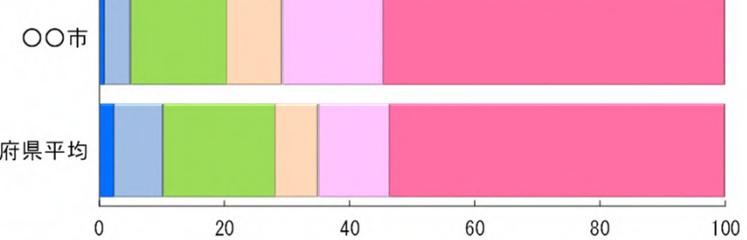
(1) 経営耕地面積規模別の経営体数、経営耕地面積

(2) 田畠別経営体数等

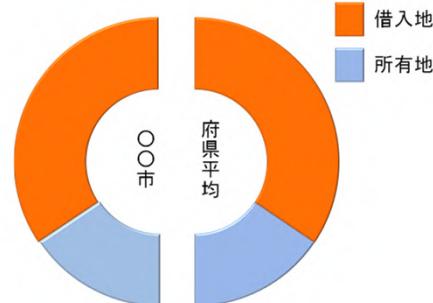
区分	計	0.5ha未満	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10ha以上	田	畠	樹園地	借入耕地
		0.5ha未満	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10ha以上				
経営体数	平成〇年	1,436	157	377	626	99	105	72	40	32	707
	令和〇年	984	105	230	381	95	92	81	42	39	510
面積(ha)	平成〇年	4,301	59	283	986	378	736	1,860	547	1,313	2,385
	令和〇年	4,067	34	168	630	360	655	2,219	578	1,641	2,797
面積構成比(%)	平成〇年	100	1	7	23	9	17	43	13	31	55
	令和〇年	100	1	4	15	9	16	55	14	40	69
	府県平均	100	2	8	18	7	11	54	15	38	69

注：表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある（以下、同じ。）。

経営耕地面積規模別の面積割合



経営耕地面積の内訳



定義など

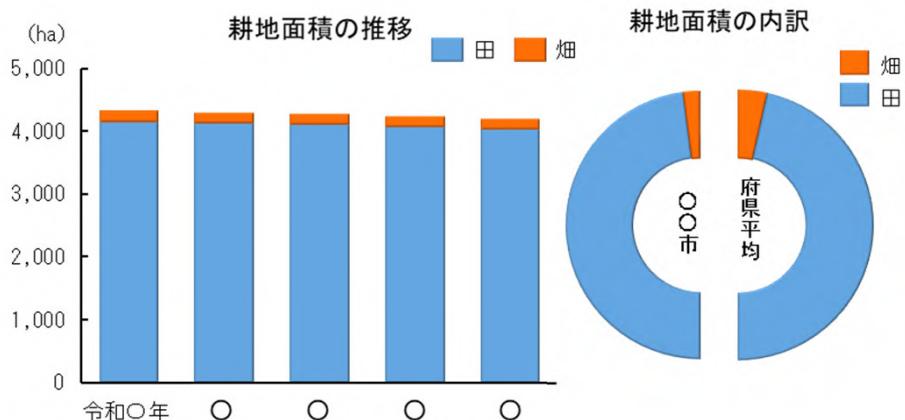
- ・経営耕地とは、農業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畠)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。他の農業集落等に通って耕作している耕地でも、全てその農業経営体の経営耕地とした。(属人統計)
- ・田畠別面積は、土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。
- ・借入耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃貸契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地とした。

4 耕地面積(※市町村編のみ)

田畠別の耕地面積の推移が表示されます。

田畠別耕地面積

区分		耕地面積		
		計	田	畠
面積(ha)	令和〇年	4,310	4,140	169
	○	4,280	4,110	169
	○	4,260	4,090	167
	○	4,220	4,050	165
	○	4,200	4,030	164
構成比(%)	令和〇年	100	96	4
	○	100	96	4
府県平均		100	93	7



資料：農林水産省統計部『耕地及び作付面積統計』

定義など

- 耕地とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔(あぜ)を含む。
- 田とは、たん水設備(けい畔など)と、かんがい施設(用水路など)を有する耕地をいう。
- 畠とは、田以外の耕地をいう。(普通畠+樹園地+牧草地)
- かんがい施設の破壊等により田としての機能を喪失した耕地は畠に区分している。
- 3の経営耕地面積との違いは、次のとおりである。
 - 耕地面積=市町村内の全ての耕地面積(属地)
 - 経営耕地面積=農業経営体が経営する耕地の面積(属人)

5 販売目的の作付(栽培)面積、飼養頭(羽)数

類別の作付(栽培)経営体数、面積、家畜の飼養経営体数等が表示されます。

(1) 類別の作付(栽培)経営体数、面積

区分	水稲	麦類	豆類	工芸 農作物	野菜類		花き類・花木		果樹類		乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイ ラー	
					露地	施設	露地	施設	露地	施設						
経営 体数	平成〇年	2,253	369	325	12	281	67	52	13	35	x	1	3	-	2	1
	令和〇年	1,551	285	246	23	170	x	41	12	x	6	1	1	x	2	2
面積 (ha)	平成〇年	5,064	917	788	x	56	x	6	x	x	x	x	x	-	x	x
	令和〇年	5,012	x	815	x	96	x	x	1	x	1	x	x	x	x	x

注：単位は頭（採卵鶏、ブロイラーは千羽）

定義など

- 類別の作付(栽培)経営体数、面積は、販売目的で作付け(栽培)した作物について集計したもの。自給用は含まない。
- 豆類は乾燥子実用の大豆、小豆などで、未成熟のえだまめ、さやいんげん、さやえんどう等は野菜に区分している。
- 工芸農作物は茶、こんにゃくいも、なたね、薬用作物等。
- 施設とは、ビニール等で被覆し、その中で作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことができる高さのある施設をいう。(トンネルは含まない。)
- 家畜の飼養経営体数等は、販売目的で使用している家畜について、畜種別の飼養経営体数、飼養頭羽数を集計したもの。
- 牛、豚、採卵鶏の頭羽数は、2月1日現在の飼養頭羽数、ブロイラー(原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏)の羽数は、過去1年間の出荷羽数。

5 販売目的の作付(栽培)面積、飼養頭(羽)数(続き)

5の(1)の野菜類の内訳として、品目別の作付経営体数、面積が表示されます。(表示品目は、府県ごとに販売目的の作付面積が多いもの。)

なお、表示する項目を「果樹」とした場合は、果樹類の品目別統計表に変更されます。

(3) 野菜類の品目別作付(栽培) 経営体数、面積

表示する項目を選択できます

区分		だいこん	にんじん	さといも	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	うち施設	ねぎ	たまねぎ	ブロッコリー	きゅうり	うち施設	なす	トマト	うち施設
経営体数	平成〇年	151	48	104	149	95	62	24	75	134	65	80	13	95	71	21
	令和〇年	51	19	50	58	57	29	16	39	68	44	38	12	43	49	23
面積(ha)	平成〇年	4	1	3	9	5	2	1	1	7	12	1	0	2	2	0
	令和〇年	1	x	1	x	x	1	1	2	21	21	1	0	1	2	1

(3) 果樹類の品目別作付(栽培) 経営体数、面積

表示する項目を選択できます

区分		温州みかん	その他のかんきつ	りんご	ぶどう	うち施設	日本なし	西洋なし	もも	おうとう	びわ	かき	くり	うめ	すもも	キウイフルーツ
経営体数	平成〇年	4	3	1	11	6	1	-	4	-	x	11	6	13	1	2
	令和〇年	x	1	-	7	3	1	-	-	x	x	5	1	x	-	x
面積(ha)	平成〇年	x	0	x	5	2	x	-	0	-	x	1	x	x	x	x
	令和〇年	x	x	-	10	0	x	-	-	x	x	1	x	x	-	x

定義など

- 販売目的として複数の野菜を作付けした場合、経営体数、面積はそれぞれの野菜に重複して計上。

6 農産物の生産(※市町村編のみ)

水稻、畑作物の作付面積、10a当たり収量、収穫量が表示されます。

なお、グラフ表示させる作物は、選択が可能です。(麦類は、統計表も変更されます。)

(1) 水稲・畑作物の作付面積及び収穫量(自給用の作付けを含む。)

区分	水稻			大豆			小麦			そば			なたね			
	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量	作付面積	10a当たり収量	収穫量	
面積(ha)	令和〇年	2,570	531	13,600	970	139	1,350	1,040	383	3,990	33	109	36	5	56	3
10a当たり(kg)	○	2,550	540	13,800	986	150	1,480	1,040	357	3,720	34	39	13	2	84	2
収穫量(t)	○	2,290	544	12,500	1,110	158	1,750	1,140	405	4,620	32	30	10	2	65	1
○	2,240	521	11,700	1,150	141	1,620	1,250	384	4,790	32	50	16	1	65	1	
○	2,200	539	11,900	1,140	65	740	1,280	364	4,650	37	43	16	1	60	1	

資料：農林水産省統計部『作物統計』

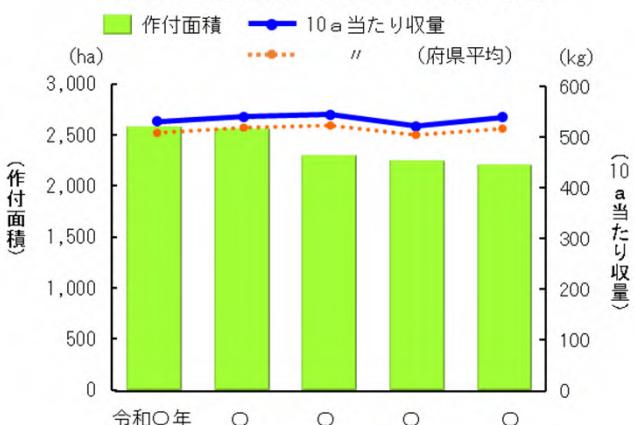
水稻

表示する作物(麦類以外)を選択できます

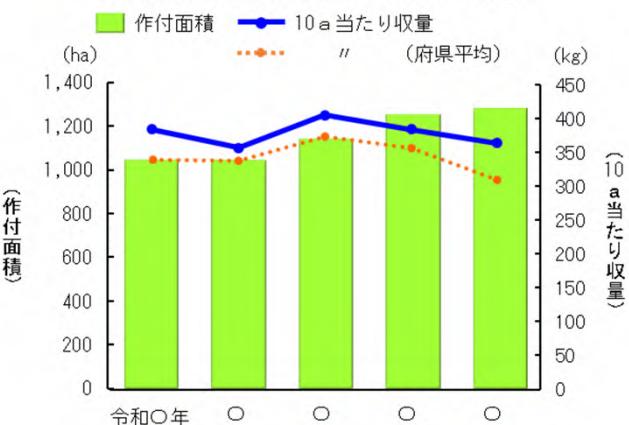
小麦

表示する作物(麦類)を選択できます

水稻の作付面積、10a当たり収量の推移



小麦の作付面積、10a当たり収量の推移



定義など

- 乾燥子実用で、自家用など販売目的以外の作付けを含む。

6 農産物の生産(続き)(野菜指定産地に該当する品目)(※市町村編のみ)

野菜指定産地に該当する品目の作付面積、収穫量・出荷量が表示されます。

なお、該当する野菜が2以上ある場合は、グラフ表示させる野菜の選択が可能です。(府県計を選択した場合は、作付面積が上位の6品目まで。)

(2) 野菜の作付面積及び収穫量・出荷量(自給用の作付けを含む。)

区分	冬キャベツ			秋冬はくさい											
	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	収穫量	出荷量
面積(ha)	令和〇年○	59	2,300	2,130	14	553	323								
収穫量(t)	○	60	2,270	2,020	14	498	290								
出荷量(t)	○	63	2,330	2,090	14	531	331	該当がありません	該当がありません	該当がありません					
	○	63	2,000	1,740	14	532	330								
	○	59	2,480	2,280	14	528	360								

区分	冬キャベツ		
	作付面積	収穫量	出荷量
面積(ha)	令和〇年○		
収穫量(t)	○	該当がありません	
出荷量(t)	○		
	○		
	○		

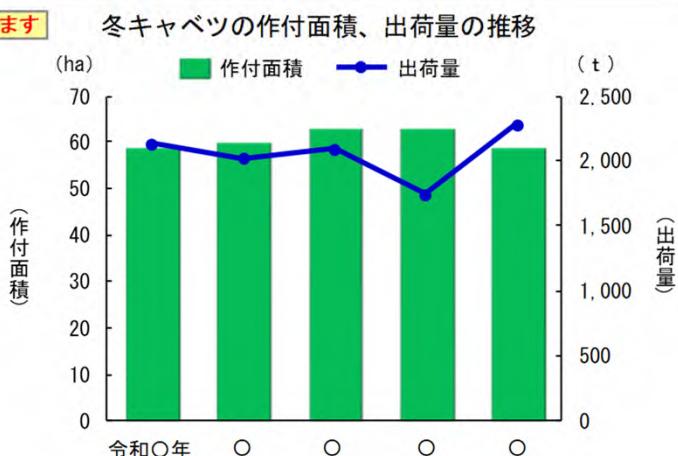
資料：農林水産省統計部『野菜生産出荷統計』

定義など

- 野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき指定された産地をいう。

表示する品目を選択できます

冬キャベツ



7 経営部門

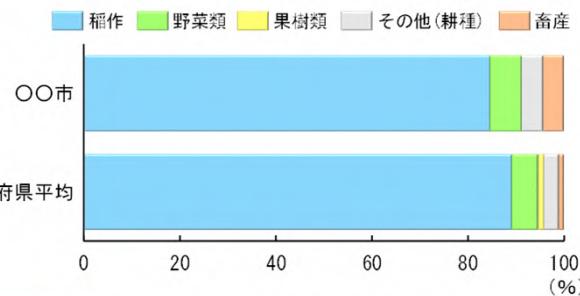
農産物販売金額1位の部門別経営体数が表示されます。

農産物販売金額1位の部門別経営体数

区分	計	稲作	野菜類	果樹類	その他(耕種)	畜産
経営体数	平成〇年	1,384	1,212	71	2	57
	令和〇年	947	801	63	-	43
構成比(%)	平成〇年	100	88	5	0	4
	令和〇年	100	85	7	-	5
	府県平均	100	89	5	1	3

注：販売のある農業経営体。

1位の部門別経営体数割合



定義など

- 農産物販売のない経営体(自給用のみ、農作業受託収入のみ等。)を含まない。

8 農産物の出荷先

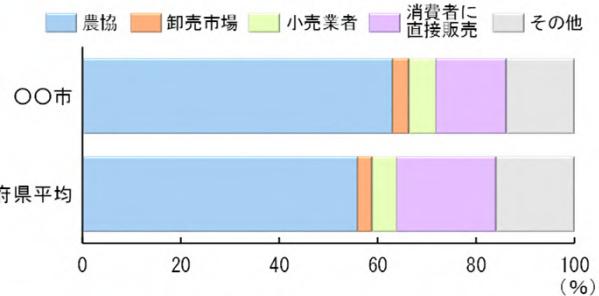
農産物の出荷先別経営体数が表示されます。

農産物の出荷先別経営体数

区分	延べ経営体数	農協	卸売市場	小売業者	消費者に直接販売	その他
経営体数	平成〇年	1,800	1,260	56	85	240
	令和〇年	1,363	858	46	76	196
構成比(%)	平成〇年	100	70	3	5	9
	令和〇年	100	63	3	6	14
	府県平均	100	56	3	5	20

注：複数回答。

農産物の出荷先別経営体数割合



定義など

- 「消費者に直接販売」とは、自ら生産した農産物やその加工品を直接販売している(インターネット販売を含む。)場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

9 農産物の販売金額

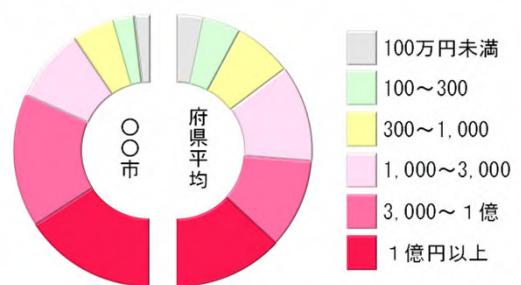
農産物の販売金額規模別の経営体数、販売金額が表示されます。

農産物販売金額規模別の経営体数、販売金額

区分		計	100万円未満	100～300	300～1,000	1,000～3,000	3,000～1億	1億円以上
経営 体数	平成〇年	1,436	999	224	112	51	39	11
	令和〇年	984	564	181	125	63	38	13
金額 (千円)	平成〇年	705	41	40	64	94	226	240
	令和〇年	711	26	36	72	126	226	225
構成比 (%)	平成〇年	100	6	6	9	13	32	34
	令和〇年	100	4	5	10	18	32	32
	府県平均	100	7	9	14	23	21	26

注：金額は、「金額階層区分の中位数×経営体数」で算出した推定値。

農産物販売金額の内訳



定義など

- 農産物販売金額とは、肥料、農薬代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。
- 販売金額の推定に用いた階層区分は、原データの階層区分による。
(例:「3,000～1億」は、「3,000～5,000万円」、「5,000万円～1億円」の階層ごとに推定し合計。)

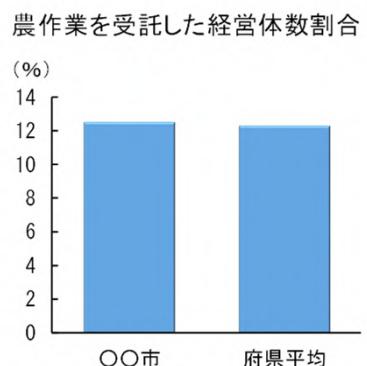
10 農作業受託

農作業を受託した経営体の事業部門別経営体数が表示されます。

農作業を受託した経営体の事業部門別経営体数

区分	経営 体数	農作業を受託した経営体					料金収入 100万円 以上	
		実経営 体数	水稻作	麦作	大豆作	野菜作		
経営 体数	平成〇年	1,436	167	129	44	27	3	35
	令和〇年	984	123	106	30	23	3	32
構成比 (%)	平成〇年	100	12	9	3	2	0	21
	令和〇年	100	13	11	3	2	0	26
	府県平均	100	12	11	1	1	0	22

注：受託収入100万円以上の構成比は、受託した経営体数に占める割合。



定義など

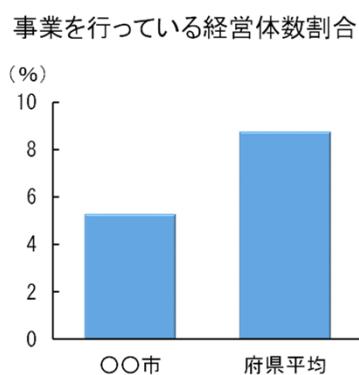
- 農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。経営を委託されたものは含まない。

11 農業生産関連事業

農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数が表示されます。

農業生産関連事業を行っている経営体の事業種類別経営体数

区分	経営 体数	農業生産関連事業を行っている経営体						事業収入 100万円 以上	
		実経営 体数	小売業	農産物 の加工	観光 農園	貸・体験 農園等	再生可能 エネルギー発電		
経営 体数	平成〇年	1,436	19	…	15	3	3	…	10
	令和〇年	984	52	29	25	1	2	2	26
構成比 (%)	平成〇年	100	1	nc	1	0	0	nc	53
	令和〇年	100	5	3	3	0	0	0	50
	府県平均	100	9	5	4	0	0	0	41



定義など

- 小売業とは、自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。自らが経営に参加していない直売所等は含まない。
(平成27年の経営体数は調査結果がないため、全ての選択地域で「…」が表示される。)
- 農産物の加工とは、販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。

12 有機農業

有機農業に取り組んでいる経営体等が表示されます。

取り組んでいる経営体数等

区分	計	有機農業に取り組んでいる
経営体数	940	131
面積 (ha)	5,063	458
面積構成比 (%)	令和〇年 府県平均	100 100 9 7

注：販売目的で作物を作付(栽培)している経営体。

定義など

- 有機農業とは、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

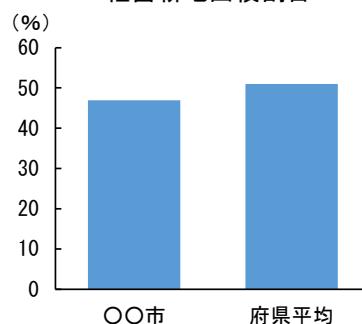
13 後継者

後継者の確保状況別経営体数等が表示されます。

5年以内の後継者確保状況別経営体数等

区分	計	5年以内に引き継がない	引き継ぐ後継者	
			いる	いない
経営体数	984	55	268	661
面積 (ha)	4,067	289	1,868	1,911
面積構成比 (%)	令和〇年 府県平均	100 100 7 8	46 41	47 51

後継者がいない経営体の経営耕地面積割合



定義など

- 後継者とは、5年内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む。)をいう。
- 5年内に引き継がないとは、農業経営を開始又は農業経営を引き継いだ直後であり、5年内に農業経営を引き継がないことをいう。

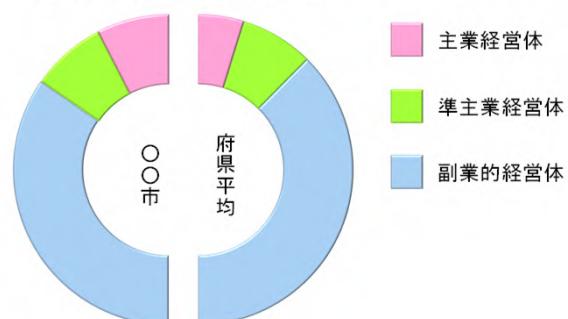
14 個人経営体

主副業別経営体数が表示されます。

主副業別経営体数

区分	経営体数	主業経営体	65歳未満専従者がいる		副業的経営体
			準主業経営体	65歳未満専従者がいる	
経営体数	平成〇年 令和〇年	1,350 899	156 136	118 102	273 141
					63 36
構成比 (%)	平成〇年 令和〇年 府県平均	100 100 100	12 15 10	9 11 7	20 16 15
					5 4 4

主副業別経営体数の内訳



定義など

- 個人経営体とは、個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
- 主業経営体とは、農業所得が主で、自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体をいう。
- 準主業経営体とは、農外所得が主で、自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる経営体をいう。
- 副業的経営体とは、自営農業に年間60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない経営体をいう。
- 専従者とは、自営農業に年間150日以上従事した世帯員をいう。

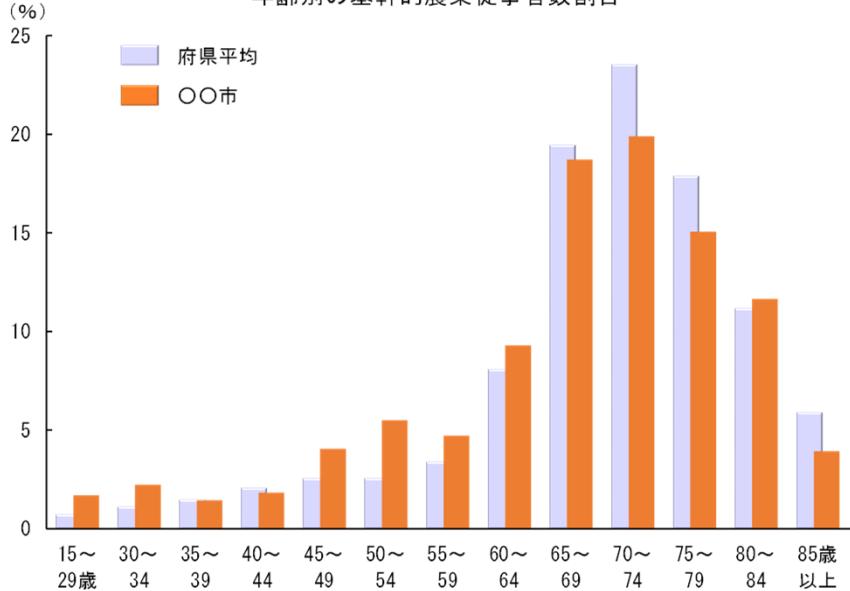
15 個人経営体の労働力

年齢別の基幹的農業従事者数が表示されます。

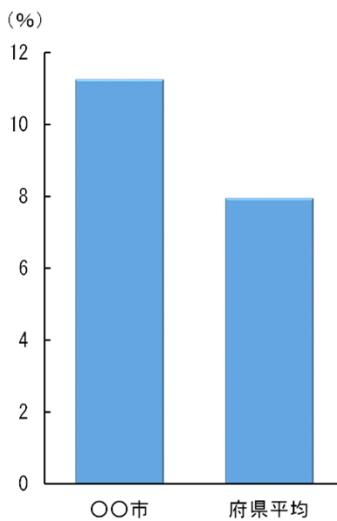
年齢別基幹的農業従事者数

区分	計	年齢別												平均年齢	
		15~29歳	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~74	75~79	80~84		
従事者数	平成〇年	927	15	9	12	30	41	42	53	110	190	167	148	84	26 66.47
	令和〇年	764	13	17	11	14	31	42	36	71	143	152	115	89	30 67.08
	うち女性	234	2	5	4	2	11	17	17	21	43	40	39	25	8 66.79
構成比(%)	平成〇年	100	2	1	1	3	4	5	6	12	20	18	16	9	3 -
	令和〇年	100	2	2	1	2	4	5	5	9	19	20	15	12	4 -
	府県平均	100	1	1	1	2	3	3	3	8	19	24	18	11	6 -

年齢別の基幹的農業従事者数割合



49歳以下の割合



定義など

- 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

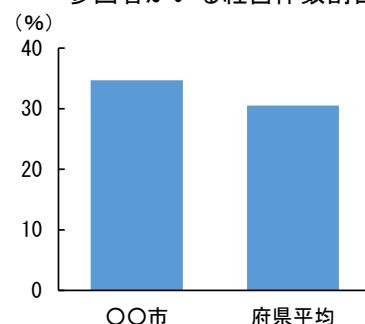
16 個人経営体における経営方針の決定

経営方針の決定に関わっている状態別経営体数が表示されます。

経営方針の決定に関わっている状態別経営体数

区分	経営体数	男の経営主	男女の経営参画者がいる①		女の経営主③	男女の経営参画者がいる①		女の経営主又は女の経営参画者がいる①+②+③
			男の経営参画者がいる①	女の経営参画者がいる②		男の経営参画者がいる①	女の経営参画者がいる②	
経営体数	平成〇年	1,350	1,293	99	364	57	10	2
	令和〇年	899	867	80	200	32	6	-
構成比(%)	平成〇年	100	96	7	27	4	1	0
	令和〇年	100	96	9	22	4	1	-
	府県平均	100	96	7	20	4	0	0

女性の経営主又は女性の経営参画者がいる経営体数割合



定義など

- 経営方針の決定参画者とは、経営主以外で、自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。

- ①生産品目や飼養する畜種の選定・規模 ②出荷先 ③資金調達 ④機械・施設などへの投資
- ⑤農地借入 ⑥農作業受託(請負) ⑦雇用及びその管理

17 農業産出額(推計)(※市町村編のみ)

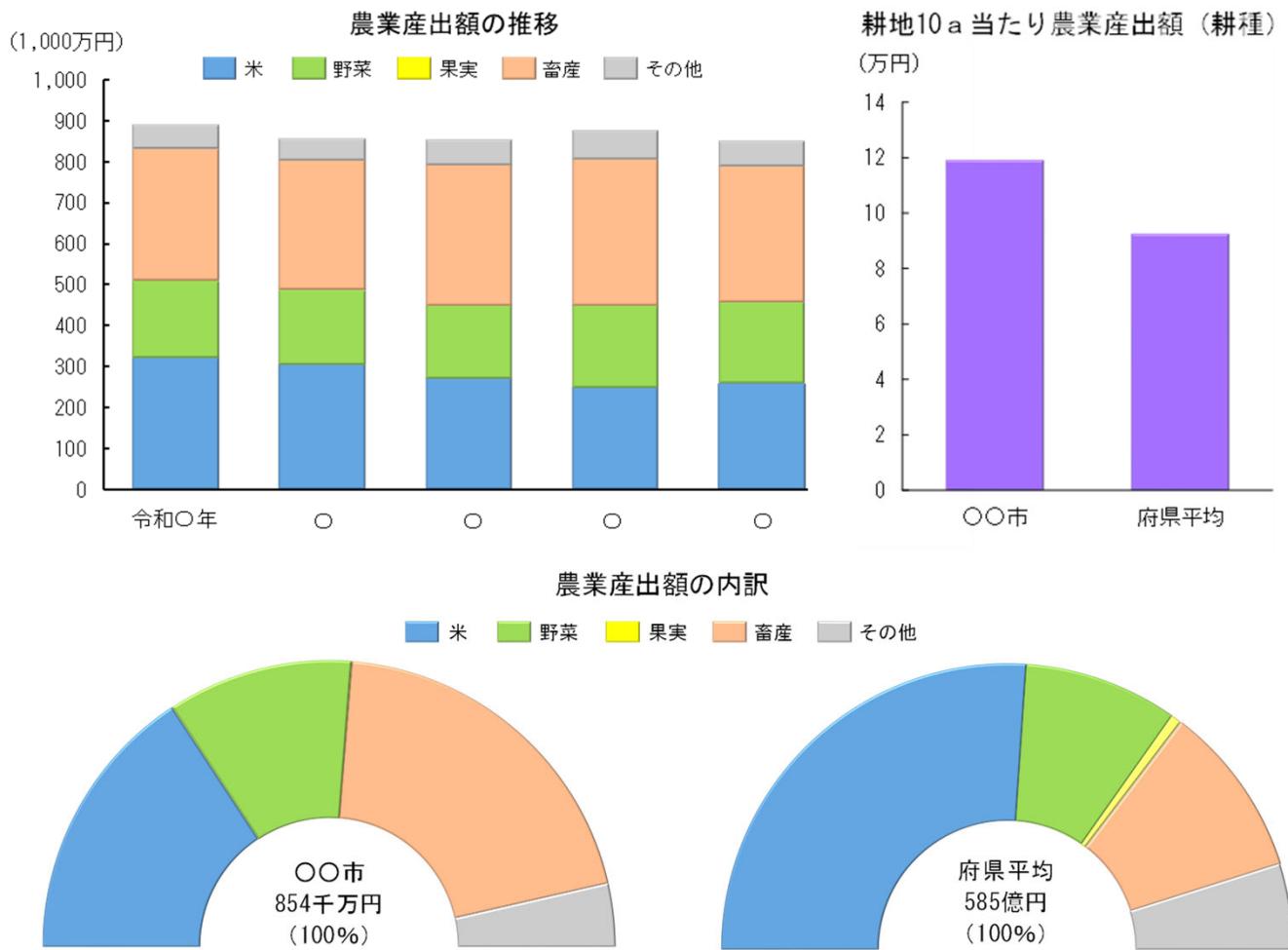
部門別農業産出額、耕地10a当たり農業産出額(耕種)が表示されます。

(1) 部門別農業産出額

単位：1,000万円

区分	農業 産出額	耕種								畜産				加工 農産物		
		小計	米	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸 農作物	小計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏		
農業 産出額	令和〇年	891	567	321	31	0	187	1	16	0	324	222	42	x	50	-
	○	859	543	304	29	0	182	1	15	0	317	222	44	x	38	-
	○	854	510	269	34	0	179	1	16	0	344	247	45	x	38	-
	○	878	520	247	36	0	201	1	16	0	358	266	43	x	34	-
構成比 (%)	令和〇年	100	64	36	3	0	21	0	2	0	36	25	5	x	6	-
	○	100	61	30	3	0	23	0	2	0	39	29	5	x	4	-
	府県平均	100	81	52	3	0	19	2	2	1	18	12	4	0	2	0

資料：農林水産省統計部『市町村別農業産出額（推計）』((2)も同じ。)



定義など

- 市町村別農業産出額は、都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて按分したものです。
- 農業産出額の推移のグラフは、内訳の数値を用いたため統計表の計とグラフ上の合計が一致しない場合がある。また、その他は、計から米、野菜、果実、畜産を差し引いて算出したため、統計表と一致しない場合がある。
- 加工農産物は、荒茶、畳表。
- 耕地10a当たり農業産出額(耕種)は、「農業産出額(耕種)」÷「耕地面積(田畠計)」で算出。

17 農業産出額(推計)(続き)(※市町村編のみ)

農業産出額の上位15品目(詳細品目別)及び順位が表示されます。

(2) 農業産出額の上位15品目

単位：1,000万円

区分	計	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	10位
		米	肉用牛	生乳	鶏卵	大豆	ねぎ	花き	トマト	小麦	キャベツ	いちご
農業産出額		853	258	249	43	35	27	21	17	15	14	12
構成比 (%)	令和〇年	100	30	29	5	4	3	2	2	2	1	1
	府県平均	100	50	13	4	2	3	1	2	2	1	1
順位	全国	348	142	73	323	275	23	153	417	304	87	113
	近畿	13	11	2	18	19	2	13	30	13	2	8
	県内	2	5	1	4	1	2	1	4	3	2	2

区分	12位	13位	14位	15位	
	なす	すいか	ほうれんそそう	だいこん	
農業産出額	7	6	6	6	
構成比 (%)	令和〇年	1	1	1	1
	府県平均	1	0	1	0
順位	全国	205	101	234	226
	近畿	24	7	20	9
	県内	3	1	4	1

定義など

- 順位付けは、農業算出額が「x」表示されている品目を除外したうえで、原数(100万円単位)を用いて行った。
- 上位15品目は、農林水産省統計部『市町村別農業産出額(推計)データベース』において区分されている品目による。
- 順位の近畿とは、近畿の市町村内順位、県内(又は府内)とは、当該市町村が所在する県内(又は府内)の順位である。

18 農業集落内の活動状況

農業集落内の実行組合の有無、寄り合いの回数、寄り合いの議題、寄り合いの議題となった取組の活動状況、地域資源の保全が表示されます。

(1) 実行組合の有無

区分	農業集落数	実行組合の有無	
		ある	ない
農業集落数	平成〇年	87	82
	令和〇年	87	80
構成比 (%)	平成〇年	100	94
	令和〇年	100	92
	府県平均	100	92
			8

定義など

- 農業集落とは、市区町村の一部において、農業上形成されている地域社会(家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位)のことである。(市区町村の行政区画である大字名と異なる場合がある。「かんたんガイド」の3を参照。))
- 実行組合とは、農家によって構成された農業生産に関する連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている組織をいう。
- 全域が市街化区域である農業集落は調査対象外のため、全て「…」が表示される。また、新旧市区町村内の全ての農業集落が調査対象外の場合は、新旧市区町村計を「…」とした。(以下、同じ。)

18 農業集落内の活動状況(続き)

(2) 寄り合いの回数別農業集落数

区分	農業集落数	計	寄り合いがある					寄り合いがない	
			1~2回	3~5	6~11	12~23	24回以上		
農業集落数	平成〇年	87	84	-	5	7	29	43	3
	令和〇年	87	85	6	8	11	31	29	2
構成比(%)	平成〇年	100	97	-	6	8	33	49	3
	令和〇年	100	98	7	9	13	36	33	2
	府県平均	100	98	7	14	22	35	21	2

(3) 寄り合いの議題別農業集落数

区分	農業集落数	寄り合いの議題(複数回答)										
		農業生産にかかる事項	農道・農業用用排水路・ため池の管理	集落共有財産・共用施設の管理	環境美化・自然環境の保全	農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施	農業集落内の福祉・厚生	定住を推進する取組	グリーン・ツーリズムの取組	6次産業化への取組	再生可能エネルギーへの取組	
農業集落数	平成〇年	87	79	83	76	84	84	82	6
	令和〇年	87	71	76	73	82	80	69	4	-	1	2
構成比(%)	平成〇年	100	91	95	87	97	97	94	nc	nc	nc	7
	令和〇年	100	82	87	84	94	92	79	5	-	1	2
	府県平均	100	79	87	80	92	89	77	4	2	1	4

(4) 寄り合いの議題となった取組の活動状況

区分	農業集落数	活動を行っている農業集落数							
		環境美化・自然環境の保全	農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施	農業集落内の福祉・厚生	定住を推進する取組	グリーン・ツーリズムの取組	6次産業化への取組	再生可能エネルギーへの取組	
農業集落数		87	81	78	64	3	-	-	1
構成比(%)	令和〇年	100	93	90	74	3	-	-	1
	府県平均	100	90	87	73	3	1	1	4

定義など

- 寄り合いとは、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。
- 農業生産にかかる事項とは、生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働調整等の農業生産に関する事項をいう。
- 農道・農業用用排水路・ため池の管理とは、農道、農業用用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
- 集落共有財産・共用施設の管理とは、農業集落における農業機械・施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
- 環境美化・自然環境の保全とは、農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
- 農業集落行事(祭り・イベントなど)の実施とは、寺社や仏閣における祭り(祭礼、大祭、例祭等)、運動会、各種イベント等の集落行事の実施に関する事項をいう。
- 農業集落内の福祉・厚生とは、農業集落内の高齢者や子供会のサービス(介護活動、子供会など)やごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。
- 定住を推進する取組とは、UIJターン者等の定住につなげる取組に関する事項をいう。
- グリーン・ツーリズムの取組とは、農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいう。
- 6次産業化への取組とは、農業集落で生産された農林水産物及びその副産物(バイオマスなど)を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいう。
- 再生可能エネルギーへの取組とは、地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等)の取組に関する事項をいう。

18 農業集落内の活動状況(続き)

(5) 地域資源の保全

区分	農業集落数	地域資源のある農業集落数										
		農地	農業用排水路	河川・水路	森林	ため池・湖沼	保全している	保全している	保全している	保全している		
農業集落数	平成〇年	87	85	74	86	83	85	81	60	22	16	12
	令和〇年	87	87	74	85	81	84	80	54	21	18	12
構成比(%)	平成〇年	100	98	85	99	95	98	93	69	25	18	14
	令和〇年	100	100	85	98	93	97	92	62	24	21	14
	府県平均	100	99	74	97	91	96	88	71	34	38	29

定義など

- 地域資源の保全とは、地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有財産として、保全、維持、向上を行なう行為をいう。
- 農業用排水路とは、農業集落内のは場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含む。

19 その他

本資料は、「近畿地域農業ナビ」用として作成したものであり、用語の解説は簡易的なものとなっています。詳細については、以下のリンク先を参照ください。(農林水産省ウェブサイトへのリンク)

農林業センサス

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/gaiyou/index.html#11>

集落営農実態調査

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/gaiyou_13/index.html#11

耕地面積調査

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/gaiyou/index.html#11>

作物統計

作況調査(水稻、豆類、麦類、工芸農作物)

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kome/gaiyou/index.html#11

作況調査(野菜)

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_yasai/gaiyou/index.html#11

市町村別農業産出額(推計)

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyuu/gaiyou/index.html#2